

## 大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会（第4回）

## 議事概要

平成31年3月19日（火）15:30～17:00

上川町役場 大会議室

1. 開会
2. あいさつ 環境省北海道地方環境事務所国立公園課 柳川課長補佐
3. 議事

会長が欠席のため、環境省北海道地方環境事務所国立公園課柳川課長補佐が会長代理として議事を進行。

## (1) 松仙園地区に関する今後のスケジュールについて

## 資料1：松仙園地区に関する今後のスケジュールについて

## (事務局)

○資料1に基づき、これまでの経緯、今後のスケジュール、整備予定内容について説明。

○あわせて、第1回協議会で説明したとおり、供用開始後2年程度経過した後に、仮に、利用者が急増し、かつ、その増加が原因で植生が荒廃している場合は、利用調整地区の指定について検討することになる旨説明。

## (旭川山岳会)

○資材はどこに集積しているのか。

## (事務局)

○二ノ沼や雪田植生等、各地点の近くに生育しているササの上にシートを敷いて分散して置いてある。

## (北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)

○本歩道の供用開始についての周知や広報をいつ、どのように行うのか。時期をスケジュールの中に入れておいた方がよい。2020年1月の協議会において、周知や広報についてしっかりと話し合うのはどうか。

## (事務局)

○誰に対し、どのように周知していくかという検討は必要と考えている。2020年1月の協議会で遅くないのであれば、協議会で議論した上で情報を出して行きたい。

## (北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)

○供用開始が2020年7月であれば、2020年1月はちょうどその半年前にあたり、タイミングとしては妥当と思う。

## (株式会社りんゆう観光)

○道道の復旧が来年度の8月中旬と聞いているが、7月～8月のモニタリングはどこから入るのか。

**(事務局)**

- 上川総合振興局旭川建設管理部からは、工事中の場合でも環境省が行う業務の関係者であれば特別に通行させてもらうことができると聞いている。もし、それができない場合は旭岳方面から入山する。

**(2) 松仙園地区適正利用推進計画に基づくモニタリングの実施内容について**

**資料 2：松仙園地区適正利用推進計画に基づくモニタリングの実施内容**

**(事務局)**

- 資料 2 に基づき、「積雪モニタリング」、「利用による歩道周辺の自然環境への影響把握のための植生モニタリング」、「歩道整備及び利用ルール設定による植生の回復把握のための植生モニタリング」、及び「利用動向モニタリング」の内容について説明。

**(大雪と石狩の自然を守る会)**

- 前回の協議会で、四ノ沼南側の迂回ルートの岩稜帯にナキウサギの糞が見られたことを指摘したが、植物以外の動物、鳥類、昆虫、両生爬虫類などの調査についてはどのように考えているのか。

**(事務局)**

- モニタリングは植物を中心とすることとしているが、調査中に観察された動物類は適切に記録していきたい。

**(北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)**

- 植生のモニタリングは、いつ誰が行うのか。調査場所などは分かるようにしておくのか。また、調査結果を誰がいつどう評価するのか。供用開始前の 1 月の協議会でモニタリング結果を議論していいものなのか、スケジュールも決めておいた方がいい。モニタリング結果の評価は、富士田先生の御意見を聴いた方が良いのではないかと。

**(事務局)**

- 「利用による歩道周辺の自然環境への影響把握のための植生のモニタリング」については、時期は 7 月頃を予定している。調査場所はピンなど打って分かるようにしておく。環境省が調査会社に請負して実施する。調査会社からの結果をもとに環境省で自己評価して協議会でご意見伺う予定であったが、植生の専門家に意見を聴くことについては考えてみたい。供用開始 1 年目の協議会は 11 月を予定しているが、もし、影響が出た場合にはさらにその次の年の対応について検討が必要なので、前倒しができるのであればできるだけ前倒したいと思う。
- また、「歩道の整備及び利用ルールの設定による植生の回復効果把握のための植生モニタリング」については、植生の回復があまりにも遅ければ、積極的な植生復元も必要になってくると考えるが、まずは、「利用による歩道周辺の自然環境への影響把握のための植生のモニタリング」に力を入れ、これが落ち着いたところに着手したい考え。

**(北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)**

- 四ノ沼の道は南の岩稜帯を通るルートとなっているが、利用が始まる 7 月に残雪がある場合は利用者を適切に誘導しないと四ノ沼の中に入ってしまう可能性がある。利用者への指導や

巡視をどうするのかは今後の課題で、利用者数のカウント以外にルートを外さないで歩いているかのモニタリングも必要と思う。

### (3) 松仙園地区適正利用推進計画の普及啓発素材について

#### 資料3：松仙園地区適正利用推進計画の普及啓発素材（案）

##### (事務局)

- 資料3に基づき、普及啓発素材（チラシ）の内容を説明。
- 電子媒体、紙媒体、現地などで広く周知したいと考えている。
- 裏面で使用している紅葉の写真について、もしより良い写真をお持ちであれば提供いただきたい。

##### (株式会社りんゆう観光)

- 表の図面にコースタイムを入れてはどうか。
- 愛山溪温泉の管理は期限付きの契約に基づき行っているの、裏面に掲載されている愛山溪温泉のホームページについては、上川町役場のホームページに掲載してはどうか。

##### (事務局)

- 了解。チラシの作成者は環境省上川自然保護官事務所として記載したい。

##### (北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)

- チラシには、大雪山国立公園適正利用協議会の計画に基づいて利用のルールが定められているといった趣旨の表現を入れた方がよい。
- 地図にはコースタイムの他、スケールも追記した方がよい。
- 「問合せ先」も入れた方がよい。
- 冒頭に「大雪山国立公園」という文言を入れた方がよい。
- 「愛山溪登山口」から「松仙園登山口」までの間の林道には、車で侵入できるという誤解が生じないか心配。林道が表記され、かつ、「松仙園登山口」以降に通行止めの印がついているので、誤解される可能性がある。例えば、「松仙園登山口」を「松仙園入口」に変更することにより、「愛山溪登山口」から先は徒歩であることを示してはどうか。
- 英語のチェックは十分なされているのか。

##### (事務局)

- 車両で侵入できるという誤解が生じないような表現ぶりについて検討したい。
- 英語の表記については、現地に設置予定の案内看板と同様の内容としているが、当該看板の原稿についてはイティブチェック済であるものの、再度確認したい。
- ドローンに関する記述は問題なさそうか。

##### (上川総合振興局南部森林室)

- 表現は特段問題ない。
- 最近旭岳でドローン飛行させようとする者が多くなっている。また、申請せずに小さなドローンを荷物に入れて持ってくる例もあるようだ。

##### (大雪と石狩の自然を守る会)

- 最近外国人のドローンが多いのではないかと。国立公園でドローンを利用できるという状態

は、世界の国立公園の状況から見て適切なのかという観点から検討してはどうか。

**(北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)**

○3～4年前に前の自然保護官の時に大雪山でのドローンガイドラインを決めようという話があった時に、海外事例などをまとめた業務を実施していたはず。

**(上川山岳会)**

○9月30日で歩道を閉鎖してしまうと、紅葉の美しい様子が見られないかもしれない。

**(事務局)**

○この2年間、松仙園は10月ごく初めに降雪があり、真っ白になっているので、とりあえずは9月30日で閉める運用で開始したい。

**(北海道大学大学院農学研究院愛甲准教授)**

○残雪や降雪で開放期間が前後で短くなる可能性はあるのか。

○大雨などで閉鎖する可能性があるのであれば、適正利用推進計画の中に「天候次第で閉鎖する」書いておいてはどうか。

**(上川山岳会)**

○道道銀泉台も閉鎖日は原則として決まっているが、実際には、その年の降雪状況などに応じて柔軟に閉鎖日を変更しているのだから、そのような対応がよいのではないかと。

**(株式会社りんゆう観光)**

○大雪山国立公園内の他の登山道では、利用期間を限定していないので、松仙園が特別な場所であるから利用期間も期間限定されているというような説明があつてよいと思う。

**(事務局)**

○期間については、先ず計画に定められた7月14日～9月30日で始めたい。

○ただし、災害等の場合は、急遽お知らせを出して、計画の規定にかかわらず閉鎖することを、どうしても行う必要が生じてくると思う。そうであれば、その旨を計画に記載してもよいと思う。

**(4) その他の意見**

**(株式会社りんゆう観光)**

○昨年、(村雨の滝付近の)雪渓で滑落事故がありましたが、入口を管理委託されている者として、一番心配しているのは、クマとの遭遇事故。雪渓の情報と同じようにクマ遭遇に関する情報もしっかりと出していかなければならないと思う。

○また、ナキウサギの生息状況やナキウサギの生息地での維持管理作業について情報を出して協議会として説明できるようにしておく必要がある。ナキウサギに高い関心を有する保護団体もいる。

**(上川山岳会)**

○ドローンに関する申請は、南部森林室に対してのみ行うものなのか。環境省に対しては必要なのか。事前に許可を取る人はいいいのだが、問題は無許可で飛ばす人間がいるということ。チラシにドローンの写真を掲載したらむしろ逆効果も考えられる。

**(事務局)**

○現在、自然公園法にはドローンの飛行に関する規制はなく、飛行させようとする者には注意事項を伝えているという対応をしている。法的に規制するには、法律改正や条例制定が必要であるが、そこまでの社会的な機運はないのが現状。

**(上川総合振興局南部森林室)**

○あえてチラシにドローン記載をしない方がよいかもしれない。

**(大雪と石狩の自然を守る会)**

○最初の1～2年は利用ルールの徹底が大変だと思う。特に入口ではりんゆう観光さんが一番最初に利用者に対応することになるので、関係機関でバックアップする体制が必要ではないか。

**(事務局)**

○歩道を管理する人員が、毎日現場にいる訳ではないので、どうしても、愛山溪温泉を担うりんゆう観光さんに頼らざるを得ない部分も出てきてしまうと思う。その点は改めてご協力お願いしたいと思うのと、維持管理の体制が具体的に決まってきたらりんゆう観光さんとも打合せもさせていただき、上手く運営できるようにしたいと考えている。

**(上川町産業経済課)**

○利用者指導やルール周知に関しては何ができるか、りんゆう観光さんと協議していきたい。

**(上川総合振興局南部森林室)**

○月刊「北海道経済」に東旭川町米飯地区から旭川峠を経て松仙園に至るかつての登山道を復活させようとする取組を紹介する記事が掲載されていたが、情報があれば教えてほしい。

**(事務局)**

○国立公園内については、公園計画として歩道が位置付けられていないので、取組を応援することは難しい。

○まずは、国立公園の手前で、現状でも徒歩利用可能な区間で、維持管理や活用を図り、本当にうまくいくのか検討することから始めてはどうかと考えている。

## 大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画

平成 29 年 2 月

北海道地方環境事務所

# 大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画

## 目次

1. 背景 .....	1
(1) 当該地区の保護及び利用の現状 .....	1
(2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題 .....	2
2. 適正利用を図るための基本方針 .....	3
(1) 適正利用推進計画により達成すべき目標 .....	3
(2) 利用のあり方に関する基本方針 .....	3
(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針 .....	3
(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針 .....	3
3. 利用ルールに関する事項 .....	3
(1) 対象の区域 .....	3
(2) 対象の期間 .....	4
(3) 利用のルート .....	4
(4) 利用者の指導 .....	4
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項 .....	4
(1) 指標の設定 .....	4
(2) モニタリングの方法 .....	5
(3) モニタリングデータの評価 .....	6
(4) 報告及び公表の方法 .....	6
5. 自然ふれあいプログラムの提供などに関する事項 .....	6
(1) 自然観光資源の活用 .....	6
(2) 社会教育・学校教育との連携 .....	6
6. 自然環境の再生、復元などに関する事項 .....	6
7. 利用施設の整備及び管理に関する事項 .....	6
8. その他 .....	7

## 1. 背景

### (1) 当該地区の保護及び利用の現状

#### ①当該地区の範囲

本計画の対象とする地区（以下「松仙園地区」）という。）は、愛山溪温泉から松仙園を経て沼ノ平に至る登山道（以下「松仙園線登山道」という。）とこれらと一体の周辺の森林、湿原、池塘などからなる次の地域とします。

北海道上川郡上川町及び上川郡東川町内

道有林 28 林班 01 林小班の一部

道有林 29 林班 01 林小班の一部 02,03,04,05,51,52,53,54,55 林小班

道有林 118 林班 02,03,96 林小班

歩道の管理の対象とするのは松仙園線道路（歩道）事業の事業執行区域内（別添）とします。それ以外の区域は、モニタリング等の対象区域となります。

#### ②自然環境の特性、利用の現状、自然環境保全に関する関係法令の指定状況など

##### 〈自然環境の現状〉

松仙園地区は、大雪山の山腹溶岩台地上に位置し、数多くの池塘が点在する湿原域ではアカエゾマツの矮性木やツルコケモモ、ヒメシャクナゲ、ヒツジグサといった湿原・湿性植物群落が見られ、沼ノ平からの斜面にはアオノツガザクラ、チングルマといった雪田植物群落とタカネナナカマドの低木林を見ることができます。特に、湿原域のうち四ノ沼については、自然度が非常に高く、アカエゾマツ風衝林に囲まれたケルミ・シュレンケ複合体が発達した希に見る湿原景観が発達しています。

また、ヒグマ、エゾシカなど大型獣の生息地であり、夏季を中心に沢沿いや雪田などが餌場として利用され、これと隣接・交差する登山道では足跡・糞などの痕跡を多く確認することができます。

##### 〈利用の現状〉

無雪期の夏山利用においては、愛山溪温泉から松仙園を経て、沼ノ平に至る登山道のコース設定がされており、人工構造物のほとんどない原始性の高い雰囲気の中、池塘が点在する湿原から大雪山系の主峰旭岳ほかの山々を望むことができるコースであり、また秋は湿原周辺に広がる紅葉の名所だったこともあり、かつては一定の登山利用がされていました。

しかしながら、近年は登山道の管理が不十分になり、ササなどの繁茂により道が不明確となる部分が生じているため、関係機関で協議の上、平成 18 年 9 月から通行止めとなっています。

積雪・残雪期の冬山、春山利用においては、愛山溪温泉のヒュッテを拠点として古くから山スキーの場として利用されています。現在も春スキーの利用者は多く、愛山溪からの日帰りや、旭岳ロープウェイを利用しての姿見の池から沼ノ平を経て愛山溪



に降りる縦走利用が行われています。

#### 〈自然環境保全に関する関係法令〉

松仙園地区は、国立公園特別保護地区、特別地域（自然公園法：平成 7 年特別保護区拡張）、国指定鳥獣保護区（鳥獣保護管理法：平成 4 年当初指定）、一部が国の特別天然記念物（昭和 52 年指定）に指定されており、動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷が制限されています。

平成 19 年 6 月策定の大雪山国立公園管理計画では、事業の取扱方針として、「愛山渓温泉歩道分岐点から沼ノ平歩道分岐点への湿原探勝歩道及び登山道として整備する。整備に当たっては、沿線の自然改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適正に行い湿原植物の保護を図る」と示されています。

松仙園地区の土地は北海道有林であり、本地区のほとんどは更新困難地として区分されています。また、水源かん養保安林、保健保安林に指定されています。

### （2）当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

松仙園線登山道は、平成 18 年 9 月から通行止めとなっており、平成 27 年 6 月に改定された大雪山国立公園登山道管理水準においては、一般供用に適さない区間として登山道管理水準の設定を行わない「非適用区間」として整理しています。

一方で、大雪山系の山々を間近に見ながら湿原を散策できるルートとして登山愛好家からの登山道再開の要望は強く、山岳関係者による会合においてたびたび再開要望の意見が出されています。

松仙園地区は春スキーの適地であり、5 月～6 月上旬にかけ春スキー利用が見られます。残雪は 7 月まであり、融雪期においては多量の雪解け水が登山道を下ったり、ぬかるみを作ったりします。その時期の登山利用を推進した場合は、踏圧の影響により、登山道の浸食が進む上、ぬかるみを避けた利用により植生の踏み荒らしが広がることとなります。

松仙園線登山道の三ノ沼周辺、四ノ沼周辺の湿原域においては、湿原植物群落の保護を図るための施設がなく、踏圧による植生の損失や二次植生への変化、湿原の乾燥化などが見られます。また、森林内やササ地においても、高低差がある登山道区間において導流工、土留めなどの登山道を保全するための施設が十分に整備されておらず、流水による浸食を受けている箇所が見られます。

これらのことから、登山道再開のためには、ササ刈りなどの登山道管理に加え一定の施設整備が必要です。一方で、登山道を再開し、不特定多数の利用者による自由な利用を許容するためには、それに対応した規模の施設整備が必要となり、高い整備費用がかかる上に、松仙園地区の魅力である原始性の高い雰囲気での登山という利用の質を低下させることが懸念されます。

このため、松仙園地区の登山道を再開するに当たっては、一定の利用ルールを定め

ることにより、自然環境を保護しつつ適正な利用を進めることが必要と考えられます。

## 2. 適正利用を図るための基本方針

### (1) 適正利用推進計画により達成すべき目標

松仙園地区は原始性の高い雰囲気のある湿原であることから、このような地域での登山の機会を確保し、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図ることを目標とします。

### (2) 利用のあり方に関する基本方針

原始性の高い雰囲気での登山体験を享受する場として持続的な利用を図るため、利用ルールを設定します。また、ヒグマ生息地でもあることから、ヒグマとの軋轢を回避のため、クマ鈴の携行なども利用ルールの中に盛り込みます。

松仙園線登山道の利用者は、歩道の入り口に掲出された利用ルール、注意事項について理解し、利用ルールを遵守し、利用者個人の自己責任の元で行動します。

### (3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

自然環境の保護を進めるため、利用ルールの設定による効果を計り、自然環境の保護と管理を順応的に進めます。

定期的なモニタリングを実施し、利用による歩道周辺の自然環境への影響や、利用ルールの設定による植生の回復などの効果の程度を確認しながら、利用ルールの内容を見直すこととします。

### (4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

利用施設の整備及び管理に際しては、沿線の自然改変を極力避けるとともに原始性の高い雰囲気を維持することに留意します。

歩道の施設整備については、湿原植生の保護対策を目的とした整備を中心に行います。利用ルールが遵守されることを前提として、湿原等への負荷を抑えるために施設の規模は最小限に抑えます。

歩道の管理については、大雪山国立公園登山道管理水準においては、現在、松仙園線登山道は非適用区間となっていますが、大雪山グレード4相当の管理水準で、大雪山国立公園登山道整備技術指針に基づき行うこととします。

## 3. 利用ルールに関する事項

### (1) 対象の区域

歩道の管理の対象とするのは松仙園線道路（歩道）事業の事業執行区域内（別添）とします。

## (2) 対象の期間

本計画では、毎年6月10日から10月31日までを対象とします。この計画期間のうち、季節毎の登山道の状況に応じ「融雪期」(6月10日から7月13日まで)、「無雪期」(7月14日から9月30日まで)、「降雪期」(10月1日から10月31日まで)の3つに区分します。

「融雪期」及び「降雪期」の期間においては、湿原や登山道への影響の程度が大きいため、自然環境の保護のため供用しません。

これらの期間の見直しや湿原や登山道への影響の程度の状況を踏まえて、見直しを検討することとします。

なお、計画対象期間以外の期間は、積雪により歩道が雪の下に埋まっているため、歩道の管理は行いません。

## (3) 利用のルート

利用ルートは原則として、松仙園登山口から松仙園、四ノ沼、八島分岐への一方通行とします。必要最小限の施設整備により植生を保護するため(7. ②参照)一方通行とし、原始性の高い溶岩台地上の高層湿原の後背に火山(旭岳)を望むといった松仙園地区の特徴的な景観を採勝することが可能なように、上り一方通行とするものです。

## (4) 利用者の指導

松仙園地区に、外部から動植物を持ち込むことがないよう、衣服、靴などに付着した種子及び土壌の除去に努めるよう指導します。

ヒグマとの突発的な遭遇を避けるため、クマ鈴又は笛を携行するよう指導する。ただし、常に一緒に行動する者が携行している場合は、この限りではありません。

湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないよう指導する。ただし、緊急回避等やむを得ない理由がある場合にはこの限りではありません。

## 4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

### (1) 指標の設定

#### ① 自然環境の状態

松仙園地区では、三ノ沼、四ノ沼の湿原域において過去の登山利用による踏圧を受け、一部無植生の箇所が見られ、ミタケスゲなどの代償植生に置き換わっている範囲

が見られます。また、松仙園入口から松仙園までの区間に流水による登山道の浸食が顕著な箇所が確認されています。

モニタリングに当たっては、登山利用などの影響による自然環境の状態の変化を評価するため、歩道周辺の植生の変化、登山道浸食量の変化を自然環境の状態の指標として設定します。

また、歩道の整備や利用ルールの設定による植生の回復などの効果を検討するため、過去の利用により荒廃し、今回の歩道ルートとしない箇所を対象として、植生の変化を自然環境の状態の指標として設定します。

なお、利用ルールの設定が、融雪期、積雪期における影響を回避するために行われるものであることから、消雪状況の変化、初降雪日の変化も併せて調査して評価の材料とします。

## ② 利用のあり方

松仙園線登山道は、平成18年9月から閉鎖され、長期間にわたり登山利用がなされていません。山岳関係者からの再開要望は多いものの、利用を再開した場合の利用者数がどの程度になるかは、不明確です。このため、モニタリングに当たっては、供用期間の利用者数、隣接する登山道の利用者数を利用のあり方の指標として設定します。

## (2) モニタリングの方法

### ① 利用による歩道周辺の自然環境への影響把握のための植生モニタリング

松仙園線登山道の主な湿原（二ノ沼周辺、四ノ沼、雪田植生）において、植生タイプごとに、歩道両脇の一定区間に、植生モニタリング範囲を設定し、当面の間、1年に1度のペースで、出現種、植生被度、群落組成、断面図の作成等の調査を行います。

### ② 歩道の整備及び利用ルールの設定による植生の回復効果把握のための植生モニタリング

松仙園線登山道の主な湿原（二ノ沼、四ノ沼、雪田植生）において、過去の利用により植生が喪失した箇所で、歩道を整備するルートから外れる箇所を中心として、固定のコドラートを設置し、出現種、植生被度、群落組成等を記録します。

### ③ 利用動向モニタリング

登山者カウンターの設置や愛山溪登山口の入山記録簿により隣接する登山道の利用者数を把握します。

### ④ 積雪モニタリング

本計画対象期間の区分（融雪期、無雪期、降雪期）と毎年の積雪との関係を確認するため、消雪の状況、積雪の状況について、写真撮影等により、積雪の変化を記録します。

### （３）モニタリングデータの評価

評価については、適正利用推進協議会の意見を聞き、必要に応じ、適正利用推進計画の変更を行います。

### （４）報告及び公表の方法

モニタリング結果及び評価については、環境省のホームページで公表します。

## 5. 自然ふれあいプログラムの提供などに関する事項

### （１）自然観光資源の活用

上川町、観光協会などの協力を得て、自然観光資源のワイズユースを進めるための検討を行うこととします。

### （２）社会教育・学校教育との連携

上川町教育委員会、上川山岳会などの協力を得て、町民登山や学校連携授業の場としての活用を図ります。

## 6. 自然環境の再生、復元などに関する事項

隣接する沼ノ平湿原にて平成 18 年より実施している湿原植生復元事業を参考に、踏圧による改変を受けた湿原植生の調査と評価を行い、必要に応じて復元目標を設定し、自然環境の再生、復元活動を進めます。

## 7. 利用施設の整備及び管理に関する事項

基本方針に従い、利用施設の整備及び管理を進めます。利用ルールを導入するに当たり、次の利用施設の整備を行います。

### ① 入域・退域ゲートの設置

松仙園地区の立入り箇所となる松仙園登山口に入域ゲート、出口となる八島分岐付近に退域ゲートを整備します。一方通行の利用ルートであるため、退域ゲートは一方方向の利用であることを明記する整備を行います。また、愛山溪温泉やゲート付近などに利用ルールを周知する標識を整備します。

### ② 歩道整備及び維持管理

各湿原域に見られる既存の踏み跡は、必ずしも自然植生に対する負荷を軽減するためにとられたルートではないため、眺望対象や鑑賞対象を意識し登山の魅力を高めつ

つ、維持管理や更新の容易性と自然植生への負荷を軽減が両立できるルートを新たに選定し整備を行います。整備の規模と仕様は、利用ルールを前提とした必要最小限のものとし、維持管理を登山道パトロールによる日常管理で対応できるよう部材も小規模なものを使用することとします。

湿原域のうち二ノ沼については、踏圧から自然植生を守るための施設がないことから、簡易な木道を整備し、眺望ポイントにおいては小規模なデッキの整備を行います。木道の踏み板の幅は30~40cm程度とし、木杭による固定方式はとらず据え置き式の設置を基本とします。木道を整備した箇所では利用者が追い越しをする場合、追い越される利用者が据え置き式の木道基礎の横木を利用して追い越す利用者を避けるように促します。

また、湿原域のうち四ノ沼については、自然度が非常に高く、アカエゾマツ風衝林に囲まれたケルミ・シュレンケ複合体が発達した希に見る湿原景観であることから、四ノ沼の中には歩道を設置せず、四ノ沼を迂回し、これを眺望することができるようなルートを設定します。

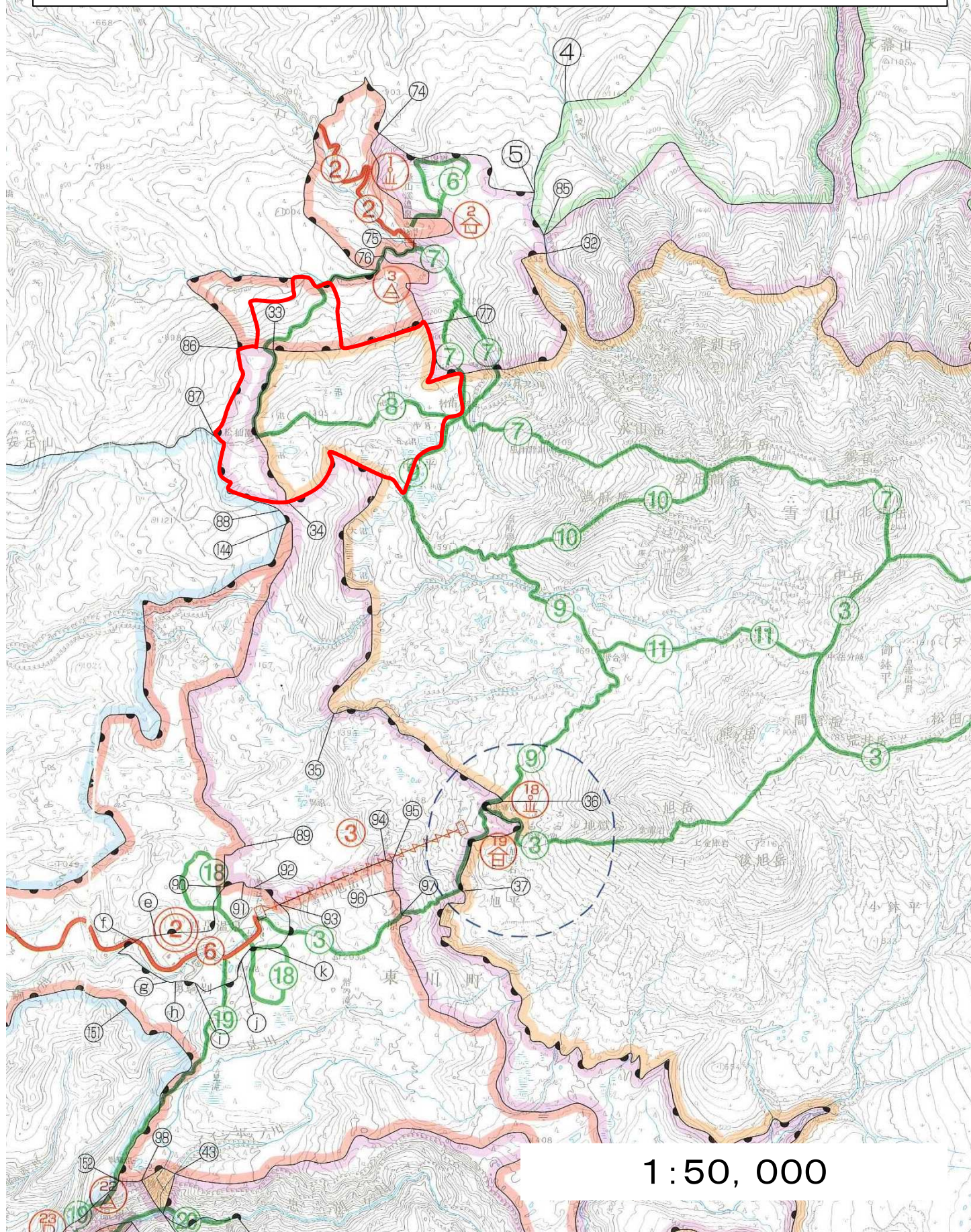
## 8. その他

大雪山を訪れた登山者に対しては、愛山溪温泉を訪れる登山者のみならず、層雲峡温泉、旭岳温泉など他の登山口でも周知を進められるよう登山案内標識への掲示を行うほか、自治体、ロープウェイ運行事業者、ビジターセンターの協力得て、ポスター掲示などを行い、広報周知を図ります。

また、登山計画を立てる者を対象として、関係機関やメディアの協力を得て、大雪山を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、ホームページにおける情報発信など多様なツールを活用して幅広く情報を提供していきます。

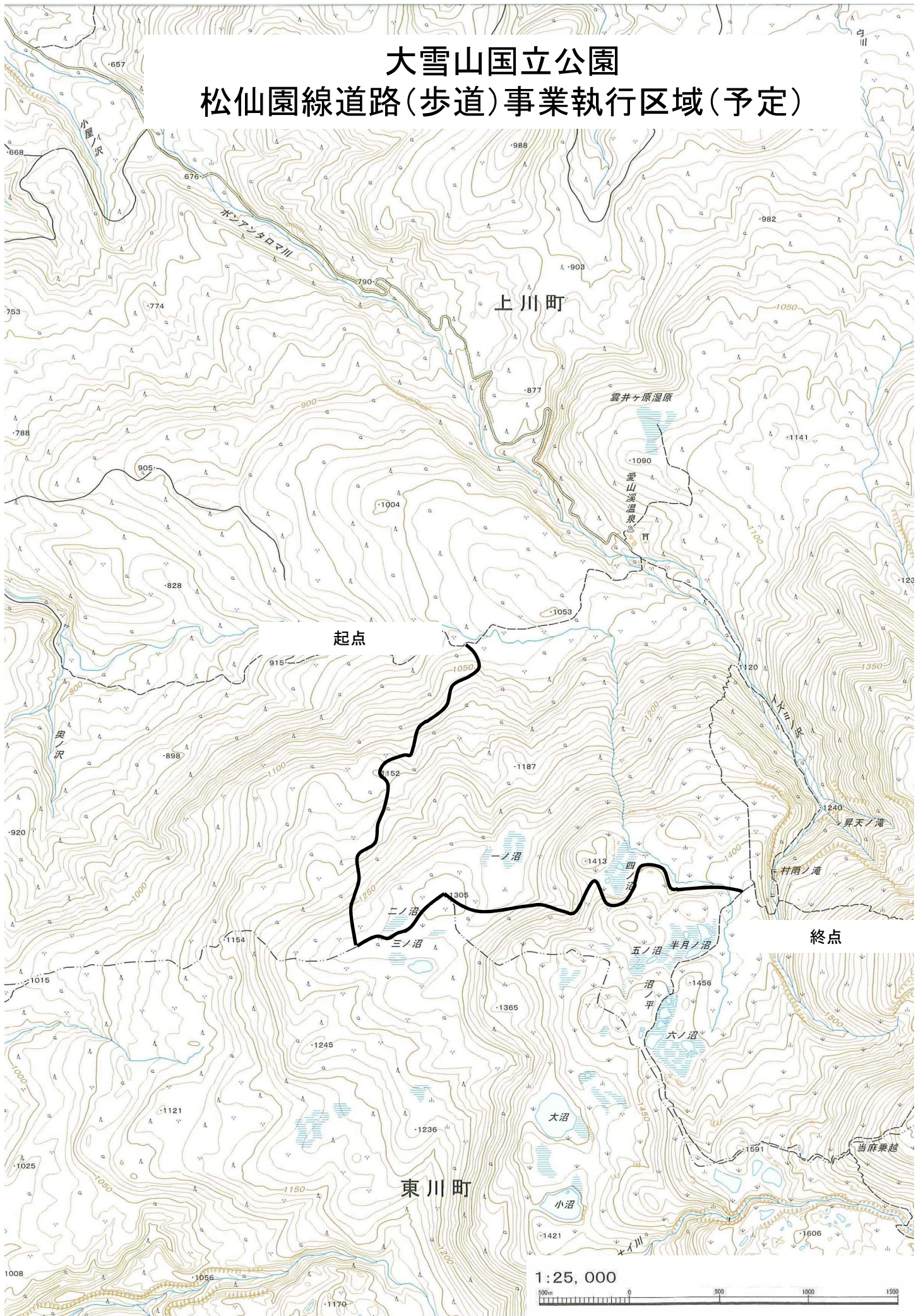


# 大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画 対象区域





# 大雪山国立公園 松仙園線道路(歩道)事業執行区域(予定)

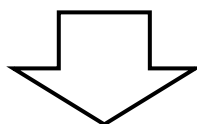




## 上り一方通行ルールに関する補足説明資料

### 1. 一方通行と往復通行

項目	一方通行	往復通行
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植生の保護上有効。 (特に、湿原においては上り及び下り方面の木道を敷設する又はすれ違い箇所用のスペースを設置する必要がない。施設整備は必要最小限の範囲となる。)</li> <li>○すれ違いや混雑が生じにくく、原始性の高い雰囲気が保たれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登山者のコースの選択肢が広がり、利便性が高い。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登山者のコースの選択肢が狭まり、利便性が低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植生保護上の懸念が生じる。 (特に、湿原においては上り及び下り方面の複数の木道又はすれ違い箇所用のスペースを多く敷設する必要がある。施設整備の規模が大きくなる分湿原植生が損なわれる可能性がある。)</li> <li>施設の大規模化により、植生保護上の懸念が生じる。</li> <li>○利用者が多い場合、すれ違いや混雑が生じ、原始性の高い雰囲気を保つことができない可能性がある。</li> </ul>
採否	<p style="text-align: center;">採用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○松仙園地区は原始性の高い地区であり、特に植生保護を優先に考える必要があるため。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">不採用</p>



2. 上り一方通行と下り一方通行

項目	上り一方通行	下り一方通行
メリット	<p>○自然環境保全上の効果がより高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上り一方通行と下り一方通行を比較した場合、植生の荒廃は上り一方通行の方が少ないと考えられる。 (下りの方が難易度が高く、登山者がぬかるみや段差を避けて登山道の両脇を歩く、登山道の路面を削る等といった、踏圧による影響が生じやすい行動をとるため。)</li> <li>・入り口ゲートが拠点である愛山溪温泉に近いため、入り口を管理しやすい。愛山溪温泉に大きな案内板を、ゲートの入り口にも案内板を設置することで、松仙園地区の意義や利用のルールを周知しやすい。</li> </ul> <p>○松仙園地区の特徴的な景観を採勝することが可能。 (原始性の高い溶岩台地上の高層湿原の背後に火山(旭岳)を望むことができる。これは、大雪山国立公園の特徴を端的に表した重要な景観である)</p> <p>○仮に利用調整地区に指定する場合は立入認定事務を愛山溪温泉で行うこととなり、立入り管理上、上り一方通行にする必要があると想定。利用調整地区指定の可能性がある状況では、仮に利用調整地区が指定された状況と整合性をとった方がよい。</p>	<p>○縦走登山者の利便性が高くなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭岳方面及び御鉢平方面からの縦走登山者が松仙園地区を下山することが可能となる)</li> <li>・三十三曲コース等から松仙園に上り、松仙園に下ることにより、上りに要する時間が短くなる。</li> </ul>
デメリット	<p>○登山者の利便性が低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭岳方面及び御鉢平方面への縦走とコースが組み合わせがしにくい。松仙園又は松仙園及び沼ノ平を採勝する利用が中心となる。</li> </ul>	<p>○旭岳を後ろに見て歩くことになるため、松仙園地区の特徴的な景観を採勝しにくい。</p> <p>○入り口ゲートが八島分岐となる。案内板も必要最小限にすることとなり、松仙園地区の意義や利用のルールを周知しにくい。</p>
採否	<p style="text-align: center;">採用</p> <p>○松仙園地区の重要性を踏まえ、より自然環境保全上の効果が高い方を選択するのが適切であるため。</p> <p>○歩道管理者として、利用者に対して松仙園地区の特徴的な景観を採勝して欲しいと考えるため。</p>	<p style="text-align: center;">不採用</p>

	○入山方向の管理や利用ルール遵守促進の観点からは上り一方通行が有効であると考えられるため。	
--	---	--